

監査結果公表第21-27号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成22年3月29日

八尾市監査委員	富 永 峰 男
同	八 百 康 子
同	平 田 正 司
同	井 上 依 彦

記

1 措置の通知

平成19年度定期監査（土木部）の結果に対する措置の通知

平成22年3月2日付け八土土管第200号

平成19年度定期監査（保健福祉部）の結果に対する措置の通知

平成22年2月26日付け八こ政第348号

平成22年3月17日付け八健地第516号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成 19 年度実施保健福祉部定期監査の結果に対する措置等の内容

旧保健福祉部福祉政策課（現健康福祉部地域福祉政策課）

〔文書指摘分〕

監査の結果	本通知時までに行った措置又は改善方針等		H20.9.26 までの取り組み等の内容	
<p>1 貸付金にかかる事務について</p> <p>(1)生活援護資金の貸付事務について</p> <p>生活援護資金については、平成 18 年度末における貸付残高が 1 億 5,101 万 9,411 円、償還率は 81.64%となっている。償還率は年々良化しているものの貸付残高のうち滞納分については増加していることから、滞納者への効果的かつ継続的な滞納対策を強化し、回収が困難となる長期滞納に至らないよう適正な債権の管理と回収に努められたい。</p>	措置状況	4. その他（継続取組み中）	措置状況	2. 措置予定
<p>(2)同和更生資金の償還事務について</p> <p>同和更生資金については、平成 6 年度以降貸付が停止され、現在貸付金の償還事務のみを行っており、平成 18 年度末の貸付残高は 7,744 万 9,675 円となっている。</p> <p>この資金は貸付停止から長期間経過しており、債務者の死亡等により回収不能となった債権は相当な額にのぼると想定される。当該貸付制度は大阪府との共同事業であり、回収不能となった債権の今後の取扱いについては、関係各市と連携し府に対し積極的に協議を求め対応を図るとともに、回収可能な債権については、引き続き回収に向けた取り組みに努められたい。</p>	措置状況	4. その他（継続取組み中）	措置状況	2. 措置予定

平成 19 年度実施保健福祉部定期監査の結果に対する措置等の内容

旧保健福祉部高齢福祉課（現健康福祉部高齢福祉課）

[文書指摘分]

監査の結果	本通知時までに講じた措置又は改善方針等	H20. 9. 26 までの取り組み等の内容
<p>2 徴収事務について</p> <p>老人福祉施設利用者負担金などの徴収において、収入未済のものが見受けられたので、対象者の納付状況の一層の管理を図られるとともに、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>措置状況 4. その他（継続取組中）</p> <p>収入未済のある者に文書等による督促や相談受付を行った結果、老人福祉施設利用者負担金の入所者分は分納誓約を締結し履行中であり、扶養義務者分は全額納付いただき収入未済が解消されました。</p> <p>シルバーハウジング負担金の滞納者 1 名に対しては今後も引き続き督促を行い滞納解消に努めます。</p>	<p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>収入未済のある入所者及び扶養義務者に対し、文書等による督促を行います。また個々の事情を考慮し必要に応じて分納誓約の相談等を行います。今後も適正な徴収事務に努めます。</p>
<p>3 包括外部監査の意見について</p> <p>平成 15 年度の包括外部監査において、高年齢者労働能力活用事業費補助金交付要綱の不備及び当該補助金額の見直しについて意見が出され、現在まで数度にわたり検討経過が報告されているが、当該団体とも協議の上、早期改善に向けて努力されたい。</p>	<p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>（社）八尾市シルバー人材センターの上部機関である（社）全国シルバー人材センター事業協会や（社）大阪府シルバー人材センター協議会を中心に調査・研究が行われ、平成 23 年度を目標に、新制度の公益社団法人への移行が行われるため、この動向を見定め、補助金要綱の不備について整備を行ってまいります。</p> <p>また、補助金額につきましては、平成 21 年度から人件費に対し、従来の国庫補助分を充てるだけでなく、（社）八尾市シルバー人材センターの事務費等収入を充当しても、なお不足する部分を補助するよう見直しをいたしました。</p>	<p>措置状況 3. 検討中</p> <p>シルバー人材センターでは、平成 19 年度の一年間をかけて、平成 14 年から 18 年までの第 2 次中長期計画の総括をし、平成 20 年 4 月に第 3 次中長期計画（要綱）を定めました。</p> <p>シルバー人材センター内の各運営委員会や第 3 次中長期計画策定の中で、指摘事項を含めた事業運営方針について、引き続き協議を行ってまいりましたが、計画が 3 月に策定され、4 月から運用が開始されたところであり、運営費の不足部分について補助していくことにつきまして、新計画の運用が始まり、実際にセンターの運営が円滑に進むことを見定めつつ、見直しを図るよう努めてまいります。</p>

平成 19 年度実施保健福祉部定期監査の結果に対する措置等の内容

旧保健福祉部健康管理課（現健康福祉部保健推進課）

[文書指摘分]

監査の結果	本通知時まで講じた措置又は改善方針等	H20. 9. 26 までの取り組み等の内容
<p>2 健康診査事業について</p> <p>(2) 平成 18 年度の八尾市の検診受診率は、大阪府下平均と比較すると概して低く、特に胃がん及び乳がんはその傾向が顕著であるので、向上に努められたい。</p>	<p>措置状況 4. その他（継続取組中）</p> <p>各検診については、集団検診の実施回数増加や市民が受診しやすい実施方法の検討に加え、地域での普及啓発活動や広報の強化に努めました。平成 21 年度は女性特有のがん検診推進事業の実施にて、特定の女性に対して乳がん・子宮がん検診無料クーポン券及び検診手帳を配付、両検診の受診率は向上傾向にあります。</p> <p>今後も、各検診の普及啓発や受診勧奨を積極的に行い、受診率向上に努めてまいります。</p>	<p>措置状況 3. 検討中</p> <p>各種健（検）診の受診率については、検診回数の増加、他の検診との同時実施、土曜日や準夜帯での実施などにより、その向上に努めているところです。</p> <p>今後とも、個別医療機関への委託等の実施方法、その他受診率向上に効果的な手法について、引き続き検討してまいります。</p>
<p>6 契約事務について</p> <p>(1) 住民健診等にかかる業務委託契約について、長期にわたり随意契約で行われているものが見受けられたので、入札による契約方法を検討されたい。</p>	<p>措置状況 3. 検討中</p> <p>従来より、住民健診は、医師の診察及び健診判定については八尾市医師会への業務委託、その他の検査業務については健診機関への委託という形態で実施しております。また、市民の利便性を考慮し、肝炎ウイルス検診や生活機能評価、一部のがん検診も健診機関への委託により同時に実施しております。</p> <p>健診の実施形態を維持し、市民サービスの低下を招くことなく、入札による契約が行える方法を引き続き検討してまいります。</p>	<p>措置状況 3. 検討中</p> <p>住民健診業務については、その実施について公衆衛生学的に必要なデータの蓄積及び医学的診断上、過去の検診データの比較が必要となり、長期に同一機関と契約せざるを得ない場合があります。</p> <p>しかしながら、医療制度改革により各種健診制度が変更される状況のもと、実施体制の見直しも含めて、入札による契約方法について検討してまいります。</p>

平成 19 年度実施保健福祉部定期監査の結果に対する措置等の内容

旧保健福祉部障害福祉課（現健康福祉部障害福祉課）

[文書指摘分]

監査の結果	本通知時までに講じた措置又は改善方針等	H20. 9. 26 までの取り組み等の内容
<p>1 補助金にかかる事務について</p> <p>(3)八尾市小規模通所授産施設運営事業補助金</p> <p>当該補助金について、八尾市の交付要綱では4月、10月の平均利用者数により算定することとされており、上半期・下半期で異なる補助区分での認定となることもあるが、実務は大阪府の補助要綱に沿った取り扱いとし、平成18年度上半期の補助区分がそれ以降継続して適用されているので、市の交付要綱の見直しも含め検討されたい。</p>	<p>措置状況 1. 措置済(平成21年4月1日)</p> <p>平成21年度より、大阪府と同様の補助区分認定を行う旨を明記しました。</p>	<p>措置状況 3. 検討中</p> <p>大阪府小規模通所授産施設運営事業補助金交付要綱では、要綱改正により、平成18年度から上半期の通所人数によって、A型及びB型の区分を固定し、下半期以降に通所人数の変更があっても変更を行わず、また、A型の施設がB型に引き下げになった場合、以降はB型を適用し、A型に変更されることがないように変更されたが、本市の補助金交付要綱については改正を行っておらず、大阪府の要綱のように明記がされておられません。</p> <p>そのため、本市の補助要綱を確認し、指摘事項を含めて要綱の改正を検討いたします。</p>
<p>5 徴収事務について</p> <p>身体障害者・知的障害者福祉施設利用者負担金収入及びホームヘルプサービス利用者負担金収入については、支援費制度が導入される前の利用者負担金であり、現在は滞納繰越分だけが収入未済額として計上されている。平成18年度においては知的障害者福祉施設利用者負担金で収入されたものはあるものの大部分は不納欠損処分とされており、負担の公平性の観点からもより効果的な徴収事務が図れるよう改善されたい。</p>	<p>措置状況 4. その他</p> <p>支援費制度導入前(措置制度時代)の身体障害者・知的障害者福祉施設利用者負担金収入及びホームヘルプサービス利用者負担金の滞納金については、負担の公平性の観点から、効果的な徴収に向けて検討し改善に努めてまいりましたが、利用者の死亡や、年金生活による生活困窮などの理由により徴収困難となった滞納金について、地方自治法第236条の規定による金銭債権の消滅時効となったため、全て不納欠損処分を行いました。</p>	<p>措置状況 3. 検討中</p> <p>ご指摘の点につきましては、負担の公平性の観点からも支払いをいただくものであるため、効果的な徴収が行えるよう検討し改善に努めてまいります。</p>
<p>7 包括外部監査の意見について</p> <p>平成15年度の包括外部監査の意見に対し、簡易心身障害者通所授産所運営費補助金及び同整備費補助金においては改善の方針はあるものの未だ措置が講じられていないものが見受けられるので、早期改善に向けて努力されたい。</p>	<p>措置状況 3. 検討中</p> <p>簡易心身障害者通所授産所整備費補助金については、平成20年度末をもって要綱廃止を行いました。</p> <p>簡易心身障害者通所授産所運営費補助金については、現在、障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な制度をつくるのが国において議論されており、本市としてはその動向を注視しつつ、施設(2ヶ所)の運営状況も考慮しながら検討してまいりたい。なお、同補助金についても、平成23年度末をもって廃止する予定です。</p>	<p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>障害者施策については、平成15年度に措置から支援費制度へ、以降も障害者自立支援法へと制度改正が頻繁に行われています。そのため、簡易心身障害者通所授産事業運営補助金及び同整備費補助金においても制度改正の中で大きく要綱改正を行う必要性があります。しかし、施設の運営費の補助金であることなどから度重なる要綱改正を行うことは混乱を招く恐れもありますが、市としての判断により要綱改正を実施します。</p>

平成 19 年度実施保健福祉部定期監査の結果に対する措置等の内容

旧保健福祉部福祉医療課（現健康福祉部障害福祉課・健康保険課）

[文書指摘分]

監査の結果	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H20. 9. 26 までの取り組み等の内容	
<p>1 契約事務について</p> <p>(2) 郵送物の封入封緘業務委託契約は、単価を基準とする少額随意契約を締結しているが、予算総額を考慮され契約方法等を検討されたい。</p>	措置状況	4. その他	措置状況	3. 検討中
	<p>(障害福祉課)</p> <p>障害福祉課分の封入封緘業務につきましては、予算総額を考慮し、総額50万円未満の金額となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を根拠とする少額の随意契約を締結しております。</p>		<p>指摘事項につきましては、20年度は後期高齢者医療制度の施行初年度であり、日々、初めての事務に対応している状況です。そういった状況の中、封入封緘を委託する帳票類やスケジュールなど、封入封緘について事前に整理し計画的に進めることが困難な状況にあります。今年度でひとおりの事務の流れを整理し、来年度以降、契約方法について検討いたします。</p>	
	措置状況	1. 措置済（平成21年5月1日）	<p>(健康保険課)</p> <p>指摘事項につきましては、平成20年度の事務の流れを整理し契約方法について検討いたしました。検討の結果、地方自治法第234条及び地方自治法施行令第167条の規定に基づく指名競争入札を実施いたしました。その入札結果に基づき平成21年5月1日に封入封緘等業務委託契約を締結いたしました。なお、平成21年4月に行った郵送物につきましては、日程的なこともあり随意契約を締結いたしました。今後とも適正な契約方法に努めてまいります。</p>	

平成 19 年度実施保健福祉部定期監査の結果に対する措置等の内容

旧保健福祉部子育て支援課（現こども未来部こども政策課）

[文書指摘分]

監査の結果	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H20. 9. 29 までの取り組み等の内容	
<p>3 児童扶養手当にかかる事務について</p> <p>婚姻や公的年金受給等に伴って発生した児童扶養手当過誤払返還金については、収納率が著しく低い状況にあるので収納対策を強化されたい。また、資格喪失事実発生日から過誤払期間が長期に及んだことにより多額の債務が発生しているものも見受けられることから、随時の調査や現況届提出時のチェックの強化等を行い、早期の把握による返還金発生額の抑制に努めるとともに、資格喪失の要件について受給者への説明を徹底されたい。なお、当該手当の支給事務は平成 14 年 8 月に市に移譲されたものであり、不納欠損処理を行うにあたっては厳正な取扱いをされたい。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 21 年 1 月 15 日）	措置状況	2. 措置予定
	<p>児童扶養手当の過誤払返還金の取扱いについて、『八尾市児童扶養手当過誤払返還金収納管理要綱(平成 21 年 1 月 15 日施行)』を制定し、事務処理の適正化を図っております。また、収納対策として、通常の郵送・電話催告等に加え、12 月の全庁的な債権滞納整理特別強化月間の取り組みに併せ、特別催告を実施し、電話催告や訪問相談を行っております。</p> <p>婚姻や公的年金受給等による資格喪失については、現況届時にお知らせ文書を配布して周知を行うとともに住民票の情報に異動がある場合など公簿上確認できる場合など、早期把握に努めております。</p> <p>不納欠損処理については、平成 20 年度末より対象が発生しており、財政課等と協議の上、厳正に処理しております。</p>		<p>返還金の収納対策及び不納欠損処理については、要綱整備等を含めた事務処理の適正化を行い、その内容に基づいて、郵送・電話催告等収納対策の強化に努めるとともに、徴収不能と判断されるものについては、不納欠損処理を厳正に行ってまいります。</p> <p>婚姻や公的年金受給等による資格喪失については、毎年の現況届時に受給者全員に対してお知らせ文書を配布して周知を行うとともに住民票の情報に異動がある場合など公簿上確認できる場合など、早期把握事務については今後も適正に行ってまいります。</p> <p>また、上記以外の資格喪失の早期把握について、効果的な手法の検討を行ってまいります。</p>	

平成 19 年度実施保健福祉部定期監査の結果に対する措置等の内容

旧保健福祉部子育て支援課（現こども未来部こども家庭課）

[文書指摘分]

監査の結果	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H20.9.29 までの取り組み等の内容	
<p>1 児童福祉施設利用者負担金等にかかる事務について</p> <p>(1) 保育所利用者負担金（保育料）の徴収事務について</p> <p>平成 18 年度における保育料の収入状況は、現年度分の収納率が 97.4%、滞納繰越分が 17.1%で、収入未済額は 67,437,600 円に及んでいる。</p> <p>平成 15 年度から保育料徴収嘱託員を配置し、夜間・休日の訪問徴収を行うなど、収納率の向上に努め、一定の効果は認められるものの、入所児童数の増加に伴い保育料自体が増加する中で収入未済額も増加傾向にある。今後は、負担能力がありながら納付していない世帯に対しては滞納処分等強制徴収の手法を講じるなど、負担の公平性を確保するため、徴収業務の一層の強化に努められたい。</p>	措置状況	<p>4. その他（継続取組中）</p> <p>滞納案件を進行管理し、文書催告を主として回収をはかるものと訪問徴収を主として回収をはかるもの等に分類し、リストアップを行い未収金の回収に引き続き努めました。また所在不明者の調査も引き続き実施し、文書による定期的な催告を行うとともに徴収員等による訪問徴収等一層の活用を図りました。</p> <p>日常の債権管理(履行管理等)、滞納整理、滞納処分に至る法的措置等、人員・体制等の課題が未だ残っているなか、引き続き債権管理課の協力を得て、平成 21 年度より滞納整理の実施等未収債権の削減に努めました。負担の公平性の観点から、今後も、引き続き積極的な取り組みを行い、収納率の向上に努めます。</p>	措置状況	<p>2. 措置予定</p> <p>滞納案件を進行管理し、文書催告を主として回収をはかるものと訪問徴収を主として回収をはかるもの等に分類し、リストアップを行い未収金の回収を行った。また従前は実施していなかった所在不明者の調査をはじめ、文書による定期的な催告を行うとともに徴収員等による訪問徴収等一層の活用を図った。</p> <p>しかしながら、平成 19 年度決算において現年度分の収納率の微増、滞納繰越分の収入額の微増が見られたが、未収債権の縮減はできなかった。また、他市の事例を参考に検討したが、日常の債権管理(履行管理等)、滞納整理、納付の告知や督促状の発布方法、滞納処分に至る法的措置、人員・体制等課題が多い。</p> <p>このような状況下、収納率の向上、滞納金額の圧縮等目標数値の達成を図るため、平成 20 年度に設置された債権管理課の協力を得て、滞納整理に必要な滞納者の財産、資力調査等を実施し、必要な措置を講じ未収債権の縮減に努める。</p>
<p>2 八尾市私立保育所運営費補助金の交付事務について</p> <p>(2) 当該補助金の中の職員研修費加算について、補助対象経費は職務に関わる研修の参加負担金及び旅費、日当とされているが、日当の支出について基準がないため、補助対象とするかも含めて見直しを検討されたい。</p>	措置状況	<p>1. 措置済（平成 21 年 3 月 11 日）</p> <p>保育所ごとに日当の支出基準が異なるため、統一した補助基準を設けることが不可能なことから、職員研修に伴う日当については平成 20 年度補助金から補助対象外としました。</p>	措置状況	<p>2. 措置予定</p> <p>保育所ごとに日当の支出基準が異なるため、統一した補助基準を設けることが不可能なことから、職員研修に伴う日当については平成 20 年度補助金において補助対象外とする予定です。</p>

平成 19 年度実施保健福祉部定期監査の結果に対する措置等の内容

旧保健福祉部子育て支援課（現こども未来部こども家庭課）

[文書指摘分]

監査の結果	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H20. 9. 29 までの取り組み等の内容	
<p>2 八尾市私立保育所運営費補助金の交付事務について</p> <p>(3) 当該補助金の中の延長保育促進事業費について、補助対象経費を事業実施に必要な人件費とし、補助基本額は補助対象経費の実支出額と市が定める補助基準額のいずれか少ない方の額とされている。実支出額の算定に当たっては、人件費総額の開所時間に占める延長時間の割合で算出されているが、より実態に即した算出方法について検討されたい。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 21 年 3 月 11 日）	措置状況	2. 措置予定
	<p>実支出額の算定に当たって、従来の「人件費総額の開所時間に占める延長時間の割合」を、平成 21 年度の補助金交付要綱の改正の際、「延長保育に関わった職員の人件費総額の開所時間に占める延長時間の割合」に変更しました。</p>		<p>実支出額の算定に当たって、現在の「人件費総額の開所時間に占める延長時間の割合」を、平成 21 年度の補助金交付要綱の改正の際、「延長保育に関わった職員の人件費総額の開所時間に占める延長時間の割合」に変更する予定です。</p>	
<p>(4) 当該補助金の実績報告書において、誤記入や記載漏れ等が見受けられたので、報告書の内容について十分確認するよう努められたい。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 21 年 3 月 31 日）	措置状況	2. 措置予定
	<p>当該補助金の実績報告書において、誤記入や記入漏れ等がないように、人的体制を整え、内容を十分確認しました。</p>		<p>当該補助金の実績報告書において、誤記入や記入漏れ等がないように、人的体制を整え、内容の十分な確認に努めます。</p>	

平成 19 年度実施保健福祉部定期監査の結果に対する措置等の内容

旧保健福祉部子育て支援課（現こども未来部こども家庭課）

【各課共通事務】〔文書指摘分〕

監査の結果	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H20. 9. 29 までの取り組み等の内容	
	措置状況	2. 措置予定	措置状況	2. 措置予定
<p>2 備品の管理について</p> <p>備品台帳より抽出し現品と照合したところ、一部において備品番号シールの貼付のないものや旧の所管名称のまま備品台帳が整備されていないもの、過去備品として扱っていた 1 万円未満のものについて台帳が未処理のもの、廃棄された備品について台帳等が未処理のものなどが見受けられたので、備品台帳の整理を図るとともに、適正な備品の管理に努められたい。</p>		<p>備品の一部において備品番号の貼付のないものや旧の所管名称のまま備品台帳が整備できていないもの、過去備品として扱っていた 1 万円未満のものについて台帳が未処理のもの、廃棄した備品について台帳等が未処理のものなどについて、今年度末までに備品台帳の整理を図るとともに、適正な備品の管理を行います。</p>		<p>備品の一部において備品番号の貼付のないものや旧の所管名称のまま備品台帳が整備できていないもの、過去備品として扱っていた 1 万円未満のものについて台帳が未処理のもの、廃棄した備品について台帳等が未処理のものなどについて、備品台帳の整理を図るとともに、適正な備品の管理を行います。</p>

平成 19 年度実施保健福祉部定期監査の結果に対する措置等の内容

旧保健福祉部保育施設課（現こども未来部保育施設課）

[文書指摘分]

監査の結果	本通知時までに行った措置又は改善方針等		H20. 9. 29 までの取り組み等の内容	
<p>1 契約事務について</p> <p>(1) 契約事務において、随意契約や契約保証金の免除に関する法令等の適用条項が誤っているもの、随意契約理由や契約日等が記載されていないものなどが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p>	措置状況	1. 措置済(平成21年4月1日)	措置状況	2. 措置予定
	<p>事務処理においては、随意契約の理由及び地方自治法施行令第167条の2第1項の第何号を適用したのかを明確にし、記入漏れがないよう職員に周知徹底しました。また、21年度契約事務より、少額随意契約においても、他業者の見積書を徴収し、透明性、競争性に留意しております。今後においてもチェックを強化し、不備が見られた場合は指示を徹底してまいります。</p>		<p>今後の事務処理においては、随意契約の理由及び地方自治法施行令第167条の2第1項の第何号を適用したのかを明確にし、記入漏れがないよう事務の処理を行います。今後、少額随意契約においても、他業者の見積書を徴収し、透明性、競争性に留意してまいります。</p>	
<p>2 市立保育所における遊び教室について</p> <p>(1) 市立保育所で実施している親と子を対象とした遊び教室について、保護者から利用者負担金として1教室あたり200円を徴収しているが、負担金徴収については、八尾市立保育所地域子育て支援センター事業実施要領において、事業に関わる教材費等の実費負担を求められることができる旨規定されているものの、現行の負担金額にした根拠については明確でないのと同時に、事業効果と負担額の妥当性についても検証されたい。</p>	措置状況	2. 措置予定	措置状況	3. 検討中
	<p>現在、実費負担金額等に係る根拠及び妥当性について検討を重ねており年度内に規定整備を行う予定です。</p>		<p>子育て支援センター元気っ子教室の保護者負担金200円の根拠・妥当性については、3センター教室開催に必要な材料費の総計を年間参加者で負担しています。</p> <p>材料については手作りおもちゃ、出席簿、名札、参加書類等に使用し、無駄のないように活用しております。</p> <p>21年度に向け、事業実施要領に教材費等の実費負担額を明記するよう検討してまいります。</p>	
<p>3 市立保育所における保護者負担金等にかかる事務について</p> <p>(1) 給食費保護者負担金に関する規程等が作成されおらず、負担金徴収に際しての取り扱いなどについて明確にされていないので、保護者に対する説明責任や徴収事務の適正化を図るうえで規程等を整備されたい。</p>	措置状況	1. 措置済(平成21年4月1日)	措置状況	3. 検討中
	<p>給食費保護者負担金については、入所する3歳児以上の主食費（保育所運営費に含まれていない）として、徴収しておりますが、徴収事務を整理し運用の明確化を図るため要綱及び事務要領を策定し整備を図りました。</p>		<p>給食費保護者負担金については、入所する3歳児以上の主食代（保育所運営費に含まれていない）として、徴収しておりますが、長期欠席者からの徴収の妥当性も含め、今後、要綱等を作成するよう検討してまいります。</p>	

平成 19 年度実施保健福祉部定期監査の結果に対する措置等の内容

旧保健福祉部保育施設課（現こども未来部保育施設課）

[文書指摘分]

監査の結果	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H20. 9. 29 までの取り組み等の内容	
3 市立保育所における保護者負担金等にかかる事務について (2) 給食費保護者負担金及び延長保育利用者負担金の調定事務において、調定が遅れているものや数ヵ月まとめて調定しているものなどが見受けられたので、八尾市財務規則に基づき適正な事務処理に改められたい。	措置状況	1. 措置済(平成21年4月1日)	措置状況	2. 措置予定
	給食費保護者負担金については、入所人員が確定次第、収入調定を行っております。また、延長保育利用者負担金については、利用状況の把握に努め、財務規則に基づき適正な事務処理を行っております。今後においてもチェックを強化し、不備が見られた場合は指示を徹底してまいります。		給食費保護者負担金については、入所人員が確定次第、収入調定を行います。また、延長保育利用者負担金については、利用状況の把握に努め、速やかに事務処理できるよう、関係保育所と協議する中で、適正な事務処理に努めてまいります。	
(3) 給食費保護者負担金の収入事務において、徴収不能となった負担金を年度終了後の出納整理期間に減額調定により処理しているものが見受けられた。受益と負担の公平性の観点からも適切ではないので、負担金の取り扱いについて検討のうえ適正な事務処理に改められたい。	措置状況	1. 措置済(平成21年4月1日)	措置状況	3. 検討中
	給食費保護者負担金については、入所する3歳児以上の主食費（保育所運営費に含まれていない）として、徴収しておりますが、八尾市立保育所主食費の徴収に関する要綱を策定するなど、滞納とならないよう主食費の納付状況をチェックするよう事務処理の改善を行いました。今後においてもチェックを強化し、不備が見られた場合は指示を徹底してまいります。		給食費保護者負担金については、入所する3歳児以上の主食代（保育所運営費に含まれていない）として、徴収しておりますが、給食を食べていない長期欠席者からの負担の妥当性を考慮し、処理していましたが、受益と負担の公平性の観点からも、今後、要綱等を検討し、適正な事務処理に努めてまいります。	
(4) 延長保育利用者負担金について、各保育所から納入状況報告書等に基づき毎月報告することになっているが、期日を過ぎて報告されているものや数ヵ月分をまとめて報告されているもの、報告書類に不備があるものなどが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。	措置状況	1. 措置済(平成21年4月1日)	措置状況	2. 措置予定
	提出期日や報告内容チェックの徹底について、指示等を行い、適正な事務処理を行っております。今後においてもチェックを強化し、不備が見られた場合は指示を徹底してまいります。		今後、各保育所との連携を密にし、提出期日の徹底を行い、適正な事務処理を行います。	

平成 19 年度実施保健福祉部定期監査の結果に対する措置等の内容

旧保健福祉部保育施設課（現こども未来部保育施設課）

【各課共通事務】〔文書指摘分〕

監査の結果	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		H20. 9. 29 までの取り組み等の内容	
<p>2 備品の管理について 備品台帳より抽出し現品と照合したところ、一部において備品番号シールの貼付のないものや旧の所管名称のまま備品台帳が整備されていないもの、過去備品として扱っていた 1 万円未満のものについて台帳が未処理のもの、廃棄された備品について台帳等が未処理のものなどが見受けられたので、備品台帳の整理を図るとともに、適正な備品の管理に努められたい。</p>	措置状況	1. 措置済(平成 21 年 11 月 1 日)	措置状況	2. 措置予定
	<p>平成 21 年 4 月以降、再度、備品台帳と現品を全件照合点検しました。廃棄された備品について台帳等が未処理のものについては、台帳の整理をいたしました。また、備品によっては、シールが破損消失したものもあり、直接記入できるものは、マジック等にて、記入するよう努めております。備品の管理は適切に行っております。今後においてもチェックを強化し、不備が見られた場合は指示を徹底してまいります。</p>		<p>備品台帳と現品を照合点検しました。不用なものについては、廃棄いたしました。また、備品によっては、シールが破損消失したものもあり、直接記入できるものは、マジック等にて、記入するよう努めます。今後、備品の管理は適切に行います。</p>	